

椎葉村交流拠点施設ウェブサイト制作業務委託 プロポーザル募集要項

椎葉村では、椎葉村長期総合計画および椎葉村まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、保育環境の充実や新たな仕事の創出、交流人口の増加対策に取り組んでおり、こうした目的に資する村内外のコミュニティの場として、椎葉村交流拠点施設の整備を進めており、令和2年7月の開館を予定しています。

この椎葉村交流拠点施設の利用促進を図るため、施設の魅力や企画・イベントなどの情報をタイムリーに発信するとともに、利用者が情報収集や施設利用における利便性を向上させることを目的としたウェブサイトを作成します。

本業務の実施にあたり、魅力的かつ効果的なウェブサイトの制作のため、企画提案の参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

委託業務名：椎葉村交流拠点施設ウェブサイト制作業務

業務内容等：別紙「椎葉村交流拠点施設ウェブサイト制作業務委託仕様書」のとおり

委託業務期間：契約締結日から令和2年3月31日までの間

ただし、掲載内容等によっては協議により最長令和2年6月26日まで延期する場合があります。

委託費の上限：1,635,000円（消費税および地方消費税含む）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申し立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て

(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。) になされている者(同法に基づき更生手続き開始の申し立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更正認可の決定を受けている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- (4) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

2 提案に係る提出書類

① 提案内容を示した企画書。様式は任意

② 構築費用見積書

以下の項目ごとに明細額も記載すること。単位は全て円とする。

- ・設計費
- ・デザイン費
- ・制作費、構築費
- ・ハードウェア導入費(必要に応じて)
- ・ソフトウェア導入費(必要に応じて)
- ・ソフトウェアライセンス費(必要に応じて)
- ・運用マニュアル制作費
- ・その他必要となる経費

③ 保守費用見積書

1年間の運用に必要な全ての費用を含めること。消費税および地方消費税を除いた額を記載すること。様式は任意。

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 募集要項等の公表 | 令和2年1月23日 |
| ② 募集要項等に対する質問受付 | 令和2年1月23日～2月6日 |
| ③ 参加表明書(様式第1号)提出締め切り | 令和2年2月6日17時必着 |
| ④ 企画提案受付 | 令和2年1月23日～2月13日 |
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 令和2年2月18日(予定) |
| ⑥ 評価結果等の通知 | 令和2年2月下旬(予定) |

(2) 募集要項等に関する質問受付

- ① 受付期間 令和2年1月23日～令和2年2月6日の正午まで
- ② 提出方法 質問書(任意様式)を下記アドレスまでにファイルを添付し提出して

ください。その他の方法による質問には回答を行いません。

送付先電子メールアドレス：shiibachiiki@gmail.com

電子メールの件名に「【質問】椎葉村交流拠点施設ウェブサイト制作業務」と記載してください。

※提出後は、後期の提案書提出先に確認の電話をしてください。

- ③回答 質問への回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものを除き、質問受付期間終了後に椎葉村ホームページにて公開します。

(3) 企画提案書受付

- ① 受付期間 令和2年1月23日～令和2年13日の午後5時まで必着
② 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
③ 提出方法

椎葉村役場地域振興課へ持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は必ず「簡易書留」としてください。

⑦ 提出先

〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762-1

椎葉村役場 地域振興課 椎葉村交流拠点施設担当 宛

TEL 0982-67-3203

(4) プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
エ 募集要項に違反すると認められる場合
オ 評価会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった倍医

② 著作権・特許権等

提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

- ③ 複数提案の禁止
複数の提案書の提出は出来ません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、椎葉村が選定した「椎葉村交流拠点施設ウェブサイト制作業務委託プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時 令和2年2月18日（予定）

(2) 開催場所 椎葉村役場

(3) 企画提案の所要時間（予定）

① プレゼンテーション 20分程度

② 評価会議構成員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項

① 開催日時および開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。

② プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。

③ プロジェクターはこちらで準備したものを使用してください。

④ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは出来ません。

⑤ 指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

椎葉村は、基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、順位点の合計及び提案金額が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

提案者が1者のみの場合にあっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知します。

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と椎葉村が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

4 立入検査等

椎葉村は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う事が出来るものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、椎葉村は契約の取り消しができます。この場合、椎葉村に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、椎葉村受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 問い合わせ先及び書類提出先

〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762-1

椎葉村役場 地域振興課 椎葉村交流拠点施設担当 宛

TEL 0982-67-3203

別表

評価項目及び評価内容

評価方法

- ① 下表に基づき評価点を算出する。
- ② ①で算出した評価点の合計を総評価点とする。なお、基準点は、総評価点の合計の6割とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。
- ④ 各評価会議構成員の順位点が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容		配点
1 提案内容の魅力度と妥当性 (70点)		
① サイトの製作		
利用促進に向けた方策	椎葉村交流拠点施設の利用促進を図るための具体的かつ効果的なサイト政策・方針が示されているか。	10
コンテンツの内容	サイト構成やコンテンツの内容は仕様書に基づいており、趣旨・目的を踏まえた効果的な提案となっているか。	10
デザイン	トップページ、下層ページのデザイン(案)は統一性があり利用者の興味を惹く魅力的なデザインになっているか。また、Only one shiibaのローカルブランディングイメージと合致しているか。	10
操作性	利用者が年齢・身体的制約・利用環境等に関係なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できるよう配慮がなされているか。	10
② システム運用		
システム要件	システムが円滑かつ適正に動作するサーバー等の機器が確保されているか。また、セキュリティ対策は十分か。	10
運用後の更新	運用後のデザイン・機能の更新について、計画的かつ効果的な提案がなされているか。	10
③ 独自性		
本サイトの価値を高めるための効果的な独自提案があるか。		10
2 実施主体の適正性		
① 実施体制		
体制・スケジュール	事業の実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。また、スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	10
事業実施の能力	本事業に類する事業の実績を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか。	10
② 事業費の妥当性		
見積書の積算金額は妥当か。また、事業に要する費用と目標・効果とのバランスはとれているか。		10

※評価基準点：非常に優秀（10点）、優秀（8点）、普通（6点）、やや劣る（4点）、劣る（2点）